

2012年6月22日

国土交通省霞ヶ浦河川事務所長

畠山 慎一 様

NPO法人アサザ基金

代表理事 飯島 博

霞ヶ浦への放射性物質の蓄積を促進する 石積み消波施設の造成の中止を求める申し入れ

昨年発生した福島第一原発の爆発事故により、霞ヶ浦流域に広く降下した放射性物質は流入河川をとおして霞ヶ浦に集積しつつあります。

ご存知のとおり、放射性物質はヘドロなどの底泥に多く含まれることが明らかになっています。国交省がこれまでアサザ基金の反対を押し切り造成を進めてきた石積み消波施設はすでに30数キロメートルも設置されており、湖の生態系を分断するだけではなく、極めて閉鎖性の強い水域を作ることで、ヘドロの堆積を促し水質を悪化させます。石積み消波施設は、アサザ基金が代替案として示した粗朶消波施設と異なり、全く透水性がありません。また、一度設置すると木材を用い撤去が容易な粗朶消波施設と異なり、堅牢で大規模な石積み消波施設は撤去が困難です。

このように悪影響が指摘されてきた石積み消波施設が、今日さらに大きな問題を生じさようとしています。言うまでもなく、それは放射能汚染です。ヘドロの堆積を促進する石積み消波施設が、放射性物質を含む湖内のヘドロを住民の生活圏に近い水辺に寄せ集める可能性があるからです。とくに、高濃度で底泥が汚染されていることが分かっている土浦市内の備前川や新川などが流れ込む土浦入り再奥部に設置されている石積み消波施設はその危険性が高く、早急に調査と対策を講じる必要があります。

いずれにしても、霞ヶ浦が今日かつて経験をしたことの無い危機的状況にありながら、逆水門の管理や水位上昇などの見直しも行わず、さらに湖内への放射性物質の蓄積を促進する石積み消波施設の設置を今後も継続するなど言語道断です。

すみやかに、国民の命と健康、自然生態系を危険に晒す行為を中止して、必要な取り組みを開始していただきたい。

以下の申し入れをします。

1. 石積み消波施設の造成を中止していただきたい。
2. すでに、設置されている石積み消波施設でのヘドロの堆積や放射性物質の調査を行い、その結果を明らかにしていただきたい。その際に、後から大量の石を詰め込む改造工事を実施していない粗朶消波施設との比較調査を実施していただきたい。
3. 石積み消波施設付近で高い放射能汚染が認められ、今後も石積み消波施設（中身を粗朶から石に完全に変わってしまった消波施設を含む）の設置により放射能汚染の蓄積が促進される恐れのある場合は、早急に石積み消波施設を撤去していただきたい。

以上の3項目の申し入れについて、7月20日までに文書にてご回答ください。

連絡先 NPO 法人アサザ基金事務所

〒300-1222 牛久市南3-4-21

電話：029-871-7166

メール：asaza@jcom.home.ne.jp